

令和7年

第11回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和7年第11回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和7年11月26日 午前10時00分開会  
午前11時30分閉会
2. 場 所 市役所3階第2会議室  
出席者  
1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫  
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久  
9. 関 慎一 10. 三田 栄作  
事務局  
農政係長 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一 農政係主事 岩城 健太郎  
会計年度任用職員 澤田 恵美子
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題  
(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について 1件  
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明 1件  
(3) 農地法第3条の規定による許可申請書 1件
5. 専決処理の報告  
(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 3件
6. 協議事項  
(1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について  
(2) 「農地保全・利活用促進月間」について
7. 報告事項  
(1) 北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰候補者の推薦について  
(2) 第67回農業者大会について  
(3) 第48回国立市農業まつりについて  
(4) 令和8年度農業委員改選について  
(5) 令和8年度生産緑地の追加指定について
8. その他

【北島会長】 皆さん、おはようございます。11月の総会を始めます。まず議事録署名委員の指名ですが、1番の内山砂里委員、2番の遠藤良信委員、よろしくお願ひします。議題です。(1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、事務局、お願ひします。

【事務局】 2ページをご覧ください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について認定申請書が来ています。申請者の住所、お名前は記載のとおりです。事業計画ですけれども、氏名、住所は先ほどのとおりですが、賃借権等の認定を受ける都市農地の所在、地目は記載のとおり、面積は計1,230平方メートルになります。所有者の住所、氏名は記載のとおりで、設定を受ける賃借権等については、種類は賃貸借権、始期は令和7年12月1日、存続期間が10年間です。3ページですけれども、3の都市農地における耕作の事業の内容についてはイが該当してしまして、生産した農産物を全て国立市内で販売する営農計画であるというところです。下のほうの4番目ですけれども、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況としまして、現状は300日ですが、賃貸借権等の設定後も同じく300日となっています。次のページをおめぐりください。Ⅱ番の選択項目としてはイが該当してしまして、5-1、5-2及び6が記載しているところです。まず5-1ですけれども、所有地につきましては、農地面積が自作地で2,739平方メートル、畑です。5ページの5-2、申請者の機械の所有の状況等ですけれども、作付(予定)作物としましては、畑で葉物、トウモロコシ、その他露地野菜ということで、計3,969平方メートルです。(2)の大農機具につきましては、トラクター、マルチャーが各1台、管理機が1台となっています。(3)の農作業に従事する者としまして、農作業歴は10年です。②世帯員等その他常時雇用している労働力は現在2名となっています。6番、周辺地域との関係というところで、下に記載がございますが、農作物の品種の選定・農作業時等において、周辺農地等への影響(農薬散布、日照等)を考慮するというところです。場所は7ページに記載しています。説明は以上となります。

【北島会長】 先日、私と三田職務代理、関農地利用班長で現地確認してきましたけれども、すごくきれいになっていました。承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に、(2)相続税の納税猶予に関する適格者証明、1件、事務局、お願ひします。

【事務局】 8ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明ということで、相続人の氏名、被相続人に関する事項の住所、氏名、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりです。2、農地等の相続人に関する事項ですけれども、相続人の住所、氏名、生年月日、被相続人との続柄、同居・別居の別は記載のとおりです。9ページですけれども、特例適用農地等の明細につきましては2筆となり、計432,61平方メートルです。場所は10ページの案内図のとおりです。11ページが営農確約書ということで署名を頂いています。説明は以上です。

【北島会長】 これも三田職務代理と関農地利用班長、佐伯昌信地区担当委員、私で現地確認してきました。特に問題はないと思います。承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に、(3)農地法第3条の規定による許可申請書、1件です。事務局、お願ひします。

【事務局】 12ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、番号は2、

農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、経営状況は記載のとおりです。場所は13ページの案内図のとおりです。詳細は14ページの許可申請書記載のとおりです。おめくり頂き17ページをご覧ください。別添の資料です。1-1として、権利を取得しようとする者の状況としまして、所有地については、農地面積が5,870.56平方メートル、内訳としましては、田が608平方メートル、畑が5,262.56平方メートルです。次のページをおめくりください。1-2ですが、田が水稻で608平方メートル、畑が日本梨が1,705平方メートル、露地野菜が3,572.56平方メートルということで、15平方メートル増えていて、計5,886.56平方メートルとなっています。(2)大農機具又は家畜ですけれども、全て所有で、トラクター、田植機が1台ずつ、管理機が2台です。(3)農作業に従事する者として、農作業歴が28年、農業技術修学歴が1年、その他年間従事日数が320日となっています。②世帯員等の労働力としましては1名です。28年間の作業経験と、年間従事日数が150日ということで、右側がその詳細です。下の6番の周辺地域との関係は、譲渡人から取得する土地は既存耕作地と隣接しているため周辺への影響はないというところです。説明は以上です。

【北島会長】 これも三田職務代理と関農地利用班長、私で現地確認をしてきました。特に問題はないと思います。承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 専決処理の報告に行きます。(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書、3件、事務局、お願いします。

【事務局】 20ページからお願い致します。1件目です。農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、番号は20、農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。21ページが場所となります。2件目です。22ページをご覧ください。番号は21、農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。場所は23ページの案内図のとおりです。3件目です。24ページをご覧ください。番号は22、農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりです。場所は25ページの案内図のとおりです。説明は以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。1件目と3件目は私が現地確認をしています。2件とも特に問題はありませんでした。

【北島会長】 協議事項に行きます。(1)国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、事務局、お願いします。

【事務局】 26ページから40ページになりますけれども、まず28ページをご覧ください。3番の今後のスケジュールということで、このスケジュールをご覧になって頂きながら説明をさせていただきます。こちらは都への意見と国への要望という2本立てとなっていて、どちらもまずは左の①地区別農業委員会職員検討会ということで、12月15日に事務局が出席させて頂きまして、そこで29ページ以降にあります要望ですとか意見を協議をすることになっています。今回、1つずつ説明していくと時間がかかってしまいますので、後ほどご確認をさせて頂きたいと思います。これは例年やっています、昨年度とどこか違うのかと見ていきますと、29ページの1、直面する喫緊の課題への対応というのが新しく増えています。(1)の肥料の高騰に伴うというところは別項目でありま

したけれども、直面する喫緊の課題ということに変わっていました。(2)、(3)は新しく追加されていて、猛暑の影響による環境整備というところと、都市農地が永続的に保全され、次世代に安心して継承できるよう、相続税制の抜本的な見直しを国へ強く働きかけることという、この1番が強調されているのかなと思います。それ以外、2以降は例年どおりとなっています。30ページの4の農地を次世代につなぐ施策の創設と支援というのは、項目としては新しく増えています。災害に強い農地ということで防災協定を締結する、あとは(4)の農業用ビニールハウスについて、建築物として扱わないという東京都独自の判断を示すこととか、あとは、田園住居地域という指定が新しくできましたので、それを実現するですとか、その4が新しく増えているところです。33ページが国へ要望というところですが、こちらは例年どおりです。これは長くなるので見て頂いて、12月の総会でもこういうことも言ってほしいというのがありましたら受けたいと思います。説明は以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。各自内容を確認して、何かあれば12月総会にて、ご報告をお願いします。よろしく申し上げます。次に、(2)「農地保全・利活用促進月間」について、事務局、お願いします。

【事務局】 41ページをご覧ください。いわゆる農地パトロールの内容です。今回は、前回の総会の引き続きの確認となります。前回の総会后に口頭と郵送でそれぞれの所有者の方に改善の有無をさせて頂きました。その後、本日を迎えるまでに、個人的に事務局に現地の状況ですとか改善を含めてご報告を頂いた委員さんもいらっしゃるかと思いますけれども、この全体の場合でもう一度それぞれのご担当の委員からご報告を頂ければと思います。10月の総会の段階で5番、9番、11番、14番、16番、18番につきましては改善ということでご報告を頂いていますので、ご報告は不要です。それ以外の番号の未確認になっているところのご報告をお願い致します。

【北島会長】 私から行きます。本日、現地を確認してきました。1番のAさんは駄目です。2番のAさんも駄目。3番のBさんも改善していません。4番のCさんもそのままです。6番のDさん、7番のEさんも改善されていません。8番のFさんも改善していません。以上です。

【佐伯(昌)委員】 10番のGさん、草も刈ってあり、改善されていました。

【三田委員】 12番のHさん、改善されていました。15番のIさんのところは取組中です。以上です。

【遠藤委員】 17番のJさん、確認したところ、一部耕作作されていますが、その他はまだ手つかずの不耕作ということですか。

【北島会長】 やり始めた感じですか。

【遠藤委員】 ちょっとですね。また来月とか、今後もう1度口頭で指導します。

【事務局】 13番のKさんは。

【遠藤委員】 現状のままです。

【北島会長】 改善されていないということですか。

【遠藤委員】 はい。

【北島会長】 改善されていないところはまた来月までに見てもらえますか。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局で文書をお送りしているところがあるかと思いますが、また再度、通知文書をお送りする形でよろしいでしょうかということと、あと、今回添付していないのですけれども、文面についても事務局に一任して頂く形で再度お送りするという事でよろしいかどうか、ご協議頂ければと思います。

【佐伯（義）委員】 分からないので教えてください。文書で送りますよね。改善報告書を出せということはないのですか。

【事務局】 それはないです。それぞれ農業委員さんに見て頂いて、改善されていけばそれでお願いします。

【佐伯（義）委員】 去年も同じようなところがありますよね。今年もありますよね。それに対して文書というのはおかしいのではないですか。これからは改善報告書の提出というのも考えたほうがいいのではないですか。こうこうこういうふうにしますよとか一筆もらうとか。それに対してもう1回チェックに行くというのは分かるけれども。ただ見に行っても来年もバツはバツですよ。

【事務局】 少し強い文章で課税が変わりますよという旨でお送りしています。リアクションがあって、Dさんは、具体的にどうすれば改善になるのですかということでお話がありました。それで書面の効果はあるのかなと今回初めて分かったわけで、それに対して、ではどう改善していくというのは農業委員の皆さんから口頭でお話しして頂いたりして直ってくる方向は、一定の効果はあるのかなと。改善の報告書とかという決まりはないですけれども、送ったきりで、その後農業委員として何も。この後また文書を送りますけれども。

【佐伯（義）委員】 とすることは言いますよね。でも、去年もバツ、今年もバツに対して、農業委員会は どうする という 答えを出さなければいけないわけでしょう。そういうのはないのですか。

【事務局】 答えは、課税変更です。

【佐伯（義）委員】 それは分かります。でも、してくれないわけですね。

【北島会長】 草の管理をして、耕うんをして、作物を植えてくれれば。

【佐伯（義）委員】 問題ないのですよね。

【北島会長】 そこまでです。

【佐伯（義）委員】 でも、やらないですよ。

【関委員】 でも、この問題は、農業委員会では農地パトロールをして、口頭や文書で指導を実施する。農業委員としてはそこまでだと思います。そのうえでやらないなら、それはもう課税課で課税変更しても仕方ないという話でしょう。

【北島会長】 いやいや、そこまでいいです。課税の話はまた別なので。

【関委員】 でも、農業委員会の立場として、聞いてくれない以上はどうしようもない。農業委員会として指導はする。

【佐伯（義）委員】 それは結構ありますよね。同じことの繰り返しになると思います。

【北島会長】 だから市で、土地を借りたい人に対してマッチングをやっているからどうですかとか、そういうやり方もありますよね。

【佐伯（義）委員】 やって見たらという投げかけですよ。

【北島会長】 そういうことはできるけれども、それ以上はできないと思います。

【佐伯（義）委員】 仕事の範囲ではないですから。まず大事なのはそちらですよ。農業委員は、そういう違反した人に対してアドバイスをするけれども、それ以上はできない。文書でもやっているわけですね。それでも駄目だったら、2回目か3回目は改善報告書を提出頂きますよと、それをしないとその上に振りますよという、そういう表現をうまく使ったほうがこれからはいいのではないですか。でも、年々年を取ってくるからだんだんできなくなる。5年前が70歳の人は今も持ち主なら、これは絶対に変わらないと思います。

【北島会長】 さっきも見に行ってきたけれども、だんだんやっぱり荒れている。

【佐伯（義）委員】 そうですよ。これは仕方がない。

【関委員】 農業者も年齢が上がっているんで、農作業もなかなかできなくなりますよね。

【北島会長】 それは人を頼んでやるかという話を市役所で相談に乗ってあげればいいのではないかなど。そういう文を送ってもいいのではないですか。貸せるというのもありますよと。

【事務局】 農地の貸借については農業委員会だよりですとか……。

【佐伯（義）委員】 見ないですよ。

【北島会長】 そっちのほうプラスだと思いますね。肥培管理をちゃんとしてくださいで終わっていいのだけれども。

【事務局】 4月の作付け調査のタイミングで農地の貸借についてアンケートを行っていて、肥培管理に困っているという方に、こういう事業がありますとお伝えしています。本当に困っている方からは、こちらに声がかかってくるわけですね。

【北島会長】 今はそういうふうにシステムができていますよと言っても、今引っかかっているところの人はかたくなに耳を貸さない。

【鈴木委員】 そうなるともう農業委員会ではないでしょう。

【事務局】 農業委員は、こういう制度があるという話をするしかないです。

【関委員】 ちょっと言ってもいいですか。この中に、生産緑地、宅地農地が交じっていますよね。宅地農地は宅地農地として、納税猶予農地は、これは農業委員会が3年継続で現地を見て承認しますよね。これは承認していいのですか。例えば来年が来て、1番、2番、5番、うその承認になりませんか。これは農業委員の仕事として困りますよね。

【事務局】 現場を見て草ぼうぼうでとなったら、ここは現地確認して問題ないよという報告を、改善されていない状態で言ったら……。

【関委員】 いいよってできるのですか。

【事務局】 できません。

【関委員】 そうしたらこれこそ改善しなくてははいけませんね。

【小鹿倉委員】 課税になりますよね。

【関委員】 猶予がかかっているから論外ですよ。これこそ農業委員の仕事に関わるので解決しておいたほうがいいとは思いますが。

【北島会長】 分かりました。もっともなご意見です。

【佐伯（義）委員】 こういうのは、市のほうからもう一段上のレベルの文書で出したほうがいいのではないですか。

【事務局】 市としては別に何も言えないです。農業委員会としては、課税変更されますよという内容が一番強い文章で、それで改善報告を求めるまでは……。

【佐伯（義）委員】 例えばそれを農業委員会の名前で出したとしたら、こちらへ何か来るものがあるのですか。

【関委員】 全て農業委員会の会長名で出します。市役所ではないです。

【小鹿倉委員】 この市ではないけれども、他の市では会計検査員が見に来たことがあります。会計検査員が見に行くと、ここは納税猶予を受けている農地だけれども、肥培管理がされてないではないか、農業委員会はちゃんと現地確認をしているのか、というようなことを具体的に言われたこともあ

ります。私が川崎にいたときにそういう話がありました。その時は、全部確定しました。それしかないのです。だから、農家をやっている人は大変ですよ。

【北島会長】 確定というのは、指導をしたということですか。

【小鹿倉委員】 確定なので納税猶予を全部納めなければいけないのです。そういう事があるので農業委員会としても厳しくみておかないと危ないのではないかと思います。生産緑地も増えているし、当然、生産緑地でないと納税猶予は受けられませんけれども、納税猶予農地については特に厳しく指導しないと、後々に問題が出てくるのではないかなと思います。

【北島会長】 難しいですね。

【小鹿倉委員】 そうです。納税猶予を受けたのなら、耕作していますよという状況にしておかないと危ないということですよ。誰が見ても分かりますという状態でないと、税務署は調査に行くので。

【事務局】 確認ですけども、2番、3番、4番、6番、7番、8番、13番については改善されてなくて、かつ文書ですので、これはまた文書でお送りさせて頂く形でよろしいでしょうか。

【関委員】 1回目の文書って何日付けですか。

【事務局】 1回目は10月29日です。

【関委員】 猶予も与えないといけないので。改善が目的なので年内に収める必要もないと思うので。

【事務局】 課税のお知らせというのがありますけれども……。

【関委員】 それは課税課が勝手にやることなので、農業委員会としては2回目は1か月以上は空けてあげたほうがいいのかなと。3回目の文書を出すのもいいと思うし、あまり矢継ぎ早にやっても意味がない。12月の上旬とか中旬。

【事務局】 こちらは総会が終わったら発送しようと思っけていますけれども、今そういう話が出たので。発送する時期はいつ頃がよろしいでしょうか。

【北島会長】 新年を気持ちよく迎えられるように。12月上旬とか15日あたりで。

【事務局】 では、上旬か中旬ぐらいということで。

【内山委員】 その文書の中に、例えば何月何日までにまた見に行きますからそれまでにお願いしますとか、期限を書いたほうがいいと思います。

【事務局】 2回目の文章の中には、「令和7年12月末までに適切な肥培管理をお願いします」という一文が入っています。文章の案は事務局一任ではないほうがいいですか。会長に見て頂いて、問題ないかの了承だけ頂くということでよろしいでしょうか。

【関委員】 例えば、今日の日付けとか入れて、農業委員会総会でまだ改善が認められないことが確認されたのでというのを頭に入れて、それで12月末までに肥培管理をお願い致しますで、到着前に改善されていたらご容赦ください、3段階あればいいのではないですか。

【北島会長】 では、それで行きましょう。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 報告事項に行きます。(1)北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、事務局、お願いします。

【事務局】 こちらの資料はございません。推薦の候補者の方につきましては、農業まつりのときに、Nさんにご了承を頂きましたので、推薦をさせて頂きたいと思っています。以上です。

【北島会長】 次に、(2)第67回農業者大会について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料の42ページ、43ページをご覧ください。第67回東京都農業委員会農業者大会

の開催日及び会場の変更について日時と場所が変わりましたという報告です。変更前が令和8年2月18日でしたが、変更後は令和8年2月24日（火）午後1時半から午後4時で、場所も、八王子から変わってプリモホールゆとろぎ（羽村市生涯学習センター）大ホールとなります。日時が変更になったことに伴って、2月の総会が令和8年2月25日（水）の予定でしたので、総会を24日に変えるということで皆様いかがでしょうかというところです。もし変えるのであれば24日の10時とか11時とかに総会を始めて、お昼をここで食べて、そのままバスで農業者大会へということになります。

【北島会長】 では、2月の総会は24日の10時でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 次に、第48回国立市農業まつりの反省会をしたいのですが、1日目は私が欠席だったのですが、全体の感想をお願いします。

【三田委員】 農業委員会と農業まつりの関わりということでイベントを試したのですが、自分としては、金曜日の宝船の作製、会場設営、土曜日の苗木配布、日曜日の宝船の片づけで、農業委員としてはその役割で十分ではないかと思いました。11月の土日は結構冠婚葬祭やいろんなイベントがありますので、委員全員が集まる前提で催物を決めると少し苦しくなるのかなという気が致します。以上です。

【関委員】 今回の役割でいいと思います。あえて言うならば、白い遊具のふわふわは、それを遊びに来る子がいるので、場所を増やすとか、もしくは、トラクターではない農機具をもう1台置くとかがいいのかなと思います。トラクターは大人気でしたね。いいと思います。農業委員会の役割も全体を通して取り組めたと思います。あと、本部の挨拶とか全く聞こえないので、スピーカーの改善ができればなおいいかなと思います。以上です。

【佐伯（義）委員】 特に問題はないけれども、関委員も言ったけれども、一輪車は場所を変えたほうがいいですね。子供さんがぼんぼん跳ねたり遊びに来るので、場所を変えられるなら変えてあげて、トラクターもそれ目当てで子供が向かってくるので、親はこういうのを見たことがないので写真を撮らせてくれとか、あれは並んだら本当に並びますよね。子供が降りないので大変でした。2台がいいのか3台がいいのか分からないけれども、もう少し広い場所を考えたほうがいいのかなと思います。

【佐伯（正）委員】 別にございませぬ。

【佐伯（昌）委員】 農業委員だけが公園のほうで、蚊帳の外的な感じだったので、本部側にできないかなと思いました。セレモニーは丸きり何も聞こえなかったし、あれは少し寂しかったかなと。あとブルーベリーの苗木の品種は何ですかと聞かれたので、もし来年分かるようであれば事前に教えていただけると助かります。

【事務局】 指定はできません。納品伝票に書いてあります。

【佐伯（昌）委員】 でも、ブルーベリー自体は同じ品種なのでしょう。やるほうも品種が分かったほうがいいみたいなので、分かれば来年はそうしてもらいたいです。以上です。

【小鹿倉委員】 全体的に見てああいう感じなのだろうという感じはしますけれども、確かに今おっしゃったように、農業委員だけが離れたところで、今年は工事をしているからしょうがないのでしょうかけれども、工事が終わればまた元の位置に行けたらいいかなと。あとは、一輪車も声かけしないと意外と来てくれないですね。やっぱりトラクターのほうが人気でした。一輪車も意外とやってみる人は結構いらっしやるので、企画としてはいいのではないかと思いました。以上です。

【遠藤委員】 今、小鹿倉委員が言ったように、農業委員が離れたところにいるので、農業委員はどこで何をやっているのかと聞かれました。その点と、あと一輪車は場所の変更と、あとトラクター、結構並んですごく人気だったけれども乗車したお子さんは楽しくて、親御さんが「もういいでしょ」と言ってもなかなか交代できなくて、次の人も並んでいるので少し困りました。例えば写真撮影は1分とか時間を書いておいたほうがいいのかなど。その家族だけで2人も3人もいると次の人はずっと並ぶので、一、二分でお願いしますとか書いてあれば言わなくてもいいのかなどという感じで、トラクターはもう1台増やしたほうがいいのかなどというのはありました。以上です。

【鈴木委員】 2台持ってきても同じだと思います。こっちもこっちも撮るとなるから。最初は3台で、農協のと私が2台持ってきました。

【北島会長】 今の場所ではスペースが無いので置けないですね。

【鈴木委員】 昔みたいに駐車場を全部使ってできればいいけれども、バスがあるから駄目だと。2日間だけガードマンでも立ててバス停が表の通りになってくれれば場所があるからできるけれども。あの狭さだから、何とか言えないですかね。

【内山委員】 すごく皆さんがおっしゃるようにトラクターの試乗会が子供たちには大うけで、それを見ている農業委員も特定の人に限定されているので、時間制で分けてもらうとか、そういうこともやっていたのかなと思うことと、あとブルーベリーとかの配布で、すごい列で、お母さんは欲しいから並んでいるけれども、子供はトラクターに試乗したいとかでばらばらになってあちこち行ってしまう子がいました。でもお母さんは列を外したらまた後ろに並ばなければいけないというもどかしさがすごく見えたので、ブルーベリー配布のときに、本数が決まっているのならば整理券を配布したほうがいいのかなと思います。並んでいてもここまで打ち切る心苦しさは私たちにもあるし、子供を野放しにしているところが怖いというのがありました。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。反省点を踏まえて来年よりよい農業まつりにしてください。1月に反省会がありますよね。

【事務局】 反省会が実行委員会としてあります。

【北島会長】 そこに今の意見を持っていく形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ちなみに、人数ですけれども、1日目が3,000人弱、2日目が1,500人ぐらいで、合計4,500人ぐらいでした。

【北島会長】 毎年はどうですか。

【事務局】 去年よりは多いです。去年は約3,000人だったので。

【北島会長】 次に、(4)令和8年農業委員改選について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料44ページをご覧ください。来年の農業委員の改選についてということで、今回はスケジュールをお示しさせて頂くのみです。表のとおりですけれども、10月の段階で募集要領の掲載を既にしています。任期としては令和8年7月20日～令和11年7月19日まで。11月の総会でスケジュールについてのご説明をさせて頂き、来月の総会でも推薦と公募方法についての説明をさせて頂く予定です。推薦と公募募集期間が令和8年2月の中旬から3月の中旬までということで、市報と農業者さんへの募集要領の配布ということを公表しています。市報は2月5日号、市のホームページも2月5日頃です。農業者の方にも農業協力委員さんを通してお伝えする予定となっています。3月にまず第1回目の結果の公表です。推薦・公募の締切りが3月の中旬までにする予定ですので、

確認をして最終的に3月の下旬に2回目の公表をさせて頂く予定です。4月に評価委員会を開催致します。また、人選議案の確定決裁を内部で取りまして、委員選任議案の合議をさせて頂きます。5月に委員選任議案を議会に提出、あと市議会の会派への人事任命同意議案の説明をさせて頂きます。6月に第2回の定例会がありますので、ここで市議会任命同意議案と、あとは議員さんと農業委員候補者の面談等対応というところです。7月に第7回の農業委員会総会で任命式をさせて頂いて、新委員の紹介を市報とホームページでさせて頂くというようなスケジュールです。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら次に行きます。(5) 令和8年度生産緑地の追加指定について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料45ページをご覧ください。少し早いのですが、1月の農業協力委員の回覧で令和8年度の生産緑地地区追加指定申請受付の周知をする予定です。実際の申請事務対応は都市計画課の都市計画係が所管となりますけれども、このような形で今後広報をするということでご承知おきを頂ければと思います。また、12月20日号の市報にも同じ内容で都市計画課が掲載する予定と伺っています。あと、国立市内に農地を所有されている市外の方へは、47ページ、48ページの1枚ものを郵送させて頂く予定となっています。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。質問はありますか。ないようでしたら次に行きます。その他、(1) 10月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 令和7年度10月分の農業委員活動記録カードの集計結果を報告致します。A「総会」8件、C「その他の会議・会合」6件、E「市民・学校教育との交流活動」27件、F「現地の見回りや確認」10件、G「現地確認」1件、計52件です。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、第12回農業委員会定例総会日程について、12月24日(水)10時から市役所3階第2会議室です。よろしくお願い致します。

【事務局】 最後に事務局から。農業まつりの品評会の表彰式の案内を皆様のお手元にお渡ししています。12月16日の午後6時半からとなっていますので、よろしければお越し頂ければと思います。

【北島会長】 では、11月の総会はこれで終わります。ありがとうございます。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

1 番 内山 砂里 委員

2 番 遠藤 良信 委員

